

2019年（平成31年/令和元年）に一般NISA口座で投資信託をご購入されたお客さま

## 非課税期間終了時におけるお手続きのご案内

2019年に一般NISA口座で購入した投資信託の5年の非課税期間が2023年末で終了します。非課税期間が終了した場合、その非課税枠に受け入れられている投資信託のお手続きについて、ご案内します。なお、2023年末をもって現行のNISA制度が終了し、2024年より新しいNISA制度が始まります。このため、2023年翌年に設定される非課税枠への移管（いわゆる「ロールオーバー」）はできません。

### 非課税期間終了時に可能な対応

一般NISA口座において5年の非課税期間が終了した場合、その非課税枠に受け入れられている投資信託には、次の2つの選択肢があります。

- ① 解約する
- ② 課税口座（特定口座または一般口座）に移管する

2つの対応にかかる内容は以下のとおりです。

① 解約	非課税期間中に売却する方法です。売却益は課税されません。
② 課税口座に移管	非課税期間終了時に課税口座（特定口座または一般口座）に移す方法です。移管時の基準価額が課税口座における取得価額となり、普通分配金や売却益は課税の対象となります。お客さまが2023年末までに何もお手続きをされない場合は、法令により特定口座に移管されます。 ※特定口座を開設していないお客さまは、一般口座への移管となり、売却益は原則、確定申告が必要になります。

### 《お客さまに必要となるお手続き》

お客さまのご選択肢	移管時の価額	お客さまに必要となるお手続き
特定口座（おもちでない場合は一般口座）への移管	非課税期間満了時となる年内最終営業日の基準価額	特段のお手続きは不要ですが、当JAから確認をさせていただく場合があります。
一般口座への移管（特定口座をおもちの場合）		当JA担当者にお問い合わせください。 ※ 当JAより一般口座への移管依頼書をお送りいたします。

- ONISA口座に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 当資料の記載内容は、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
  - 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
  - 具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

【お問い合わせ先】



©ブルくん、ベアちゃん